

## (仮称)瑞穂市防災減災条例(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

## 1. パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間 令和7年12月10日(水)～令和8年1月9日(金)

(2) 提出状況 2件提出(内訳:瑞穂市役所穂積庁舎に2件)

## 2. 意見及び市の考え方

\*ご意見の内容については、趣旨を損なわない程度に要約しました。また、今回の条例(案)に直接関係のないご意見や個別の案件については、市の考えは示しておりません。

NO.	該当頁・項目 ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	条例(案)修正の有無
1	P4 (市民の責務)第5条第5号等 「障害者」ではなく『障がい者』ではないか。 <差別解消法>に照らすと法令違反に当たるのではないか。	「障がい」の表記については、市ホームページで公表しており、「障害者」の「害」の字が持つマイナスイメージを和らげるため「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」等と表記することを基本としています。一方で、法律や条例について規定されている用語、名称等については「障害者」の表記を用いることを原則としています。このように本市としては文書の性格に応じて適正に使い分けしているのが現状です。また、障害者差別解消法においても「障害者」を正式表記として用いていることから、法の趣旨に反するものではないものと考えています。	無
2	P2～5 瑞穂市防災減災条例(案)第1条、第2条第6号、第4条第2項、第7条 防災減災条例の原点は過去には強力な地域コミュニティの強い団結心があって成り立っていたと考えています。 しかし、社会が発展し経済的自立し家族構成も三世同居から核家族型へと変化した。その結果、地域連携が希薄となってしまった。(自治会・老人会の消滅が起き始めている)そのため、過去の災害記録も伝承されず自己中心の社会に変化している。このことは、日本全体の問題ですが自然災害が(内水氾濫・地盤	本条例は、災害時のみならず、平常時からの地域コミュニティのつながりが防災・減災の基盤であるとの認識のもとに制定するものです。本条例を理念として地域コミュニティの実情に応じた防災訓練の実施や情報共有の促進、人材育成などを通じ災害に強いまちづくりを進めてまいります。この度いただきましたご意見は、P5 第7条(地域コミュニティの役割)において参考とさせていただきます。	無

	<p>の液状化)発生しやすいわがまちの市民に認識させることが最重要課題と思っています。PR活動の重要性、防災訓練の実施など、瑞穂市行政としてどうしたら地域コミュニティの復活ができるか真剣に考えていただきたい。</p>		
3	<p>P2・P5 瑞穂市防災減災条例(案)第2条第7号、第7条第2項第3号</p> <p>防災倉庫が各地域ごとに設置されているが毎年出水期前には、市及び水防団(消防団)と一緒に点検され劣化資材の排除や不足資材の確保が行われていること。</p>	<p>水防倉庫に保管している資機材については、定期的な点検を行い、配置状況や数量、使用可能な状態を確認するとともに、不足や劣化が認められる場合には、計画的な補充・更新に努めてまいります。また、水防訓練を通じて水防倉庫の所在や資機材の取り扱いについて消防団(水防団)で共有を図り、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができる体制の確保に取り組んでまいります。この度いただきましたご意見は、P5 第7条第2項第3号(防災資機材の備蓄及び管理)において参考とさせていただきます取り組みでまいります。</p>	無
4	<p>P2 第3条第4号(次世代への承継)</p> <p>小学校低学年で排水ポンプ場の見学を実施していますが、市外に勤務するアパート住民が多いのとしばらく災害が発生していないので住民の意識が低だけでなく行政としてのPR活動の不足を痛感しています。全家庭にハザードマップが配布されていますが市における地区説明会の実施を行い危機管理意識の向上を図ってほしい。</p>	<p>地域説明会や防災訓練、出前講座等を通じて防災に関する知識、教訓及び経験を次世代に継承し、地域全体の防災力向上に努めてまいります。この度いただきましたご意見は、P2 第3条第4号(次世代への継承)において参考とさせていただきます取り組みでまいります。</p>	無
5	<p>P3 第4条第3項</p> <p>行政は、市民の命と財産を守る義務を与えられている。自治会に入会する住民も減っているばかりか自治会が消滅している地域もある。そのため、市からの情報を伝達するため、国策として学区単位で連合自治会が設定された。連合自治会単位で市として積極的に出前講座を実施し、過去の災害履歴や地域特性について伝達して欲しいのです。</p>	<p>出前講座その他の機会を活用し、地域社会に対して必要な防災教育及び防災訓練の実施に努めてまいります。この度いただきましたご意見は、P3 第4条(市の責務)において参考とさせていただきます取り組みでまいります。</p>	無

6	<p>P4 第5条第3号</p> <p>非常持ち出し品について市の補助金の創設は？防災訓練が行われていないので避難経路についてどの程度住民が周知しているか？防災訓練の毎年の実施が必要。</p>	<p>各自治会における防災訓練市内や避難所における自治会参加による避難所運営訓練を毎年実施しております。こうした防災訓練や出前講座を通じて防災資機材の取り扱いや避難経路等の確認を行っております。この度いただきましたご意見は、P4 第5条第3号において参考とさせていただきます取り組んでまいります。</p>	無
7	<p>P4 第6条(事業者の責務)</p> <p>市外勤務者が多いこともあるのだろうが、自治会における消防団員の確保が困難になっている。該当者がいる事業者には、市長から文書等で連絡してもらえれば会社を抜け出しやすくなるのではないかと思いますか？</p>	<p>商工会などと協力しながら市内事業者に向け、様々な場面を通じて消防団員の確保に向けて努力してまいります。この度いただきましたご意見は、P4(事業者の責務)において参考とさせていただきます取り組んでまいります。</p>	無
8	<p>P5 第7条(地域コミュニティの役割)</p> <p>経済的に自立した社会に変化したことにより地域コミュニティが希薄になってしまったが、行政として市民相互の交流を促進し災害時に助け合える関係を構築すべく、具体的な方法について市民に周知する努力が不足していると思っています。定期的な防災訓練の実施や避難訓練、防災用品の使用(稼働)など積極的に実施してほしいものです。</p>	<p>本条例を理念として地域コミュニティの実情に応じた防災訓練の実施や情報共有の促進、人材育成などを通じ災害に強いまちづくりを進めてまいります。地域説明会や防災訓練、出前講座等を通じて防災に関する知識、教訓及び経験を次世代に継承し、地域全体の防災力向上に努めてまいります。この度いただきましたご意見は、P5 第7条(地域コミュニティの役割)において参考とさせていただきます取り組んでまいります。</p>	無
9	<p>P5 第9条(防災士の役割及び支援)</p> <p>防災士の定員の増力に努力を！！自治会をまとめるのが自治会長の役目ですが該当者はほとんど会社勤めをし、しかも2～3年で交代しているのが実態である。災害発生時には自治会長では防災意識が乏しいので防災士で対応せざるを得ない。各自治会により多くの防災士の確保に努力して欲しい。</p>	<p>防災士は、地域防災力を支える重要な人材であり、平常時の啓発活動から災害時の初動対応まで幅広い役割を担っています。近年、地域コミュニティの希薄化や担い手不足が課題となる中、防災士の計画的な増員と地域活動への参画促進は極めて重要であると考えます。この度いただきましたご意見は、P5(防災士の役割及び支援)において参考とさせていただきます取り組んでまいります。</p>	無